

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えるメニューが分りましたら、[詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください](#)。

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号 ・借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠。⑨と共有） ・要件を満たせば 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		③商工中金等による「危機対応融資」 ・3億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) ・1000万円（別枠） ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
	生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店など)の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・6000万円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 (運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充) ・1000万円（別枠） ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、	生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付 ・1000万円（別枠） ・運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、	売上高15%以上減少なら	⑧危機関連保証 ・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠） ・ 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、	売上高20%以上減少なら	⑨セーフティネット4号 ・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠。①と共有） ・ 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付 ・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)

★追加要件を満たせば**実質無利子・無担保**の対象
利子補給対象上限
(日本公庫等) 中小事業1億円、
国民事業3,000万円
(商工中金) 危機対応融資1億円

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途[こちら](#)をご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上> 【公庫(青枠)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。 【信用保証協会(緑枠)】最近1か月の売上高と、前年同月と比較 + その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較	<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)> (1) ~ (3) のいずれかで比較。
【公庫(青枠)】 (1) 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較 (2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較 (3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	【信用保証協会(緑枠)】 (1) 左記に同じ。 (2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較 (3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。


経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry


中小企業庁
The Small and Medium Enterprise Agency



新型コロナウイルス感染症で
資金繰りにご不安を感じている
事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の
新型コロナ感染症特別貸付などで
ご支援できます。

最長で **5年間**
元本の返済が
不要

利子補給で
金利負担が
実質ゼロに

担保なしでの
借り入れも
可能

状況に応じて、複数回の利用も可能です。

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご一読ください。



新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様に、
日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、
信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。
セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。
最長5年の据置期間で、**当面元本返済が不要**です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の 対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の**条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。**

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の 条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
売上減少が
見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して 資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口
TEL:0570-783183
(平日・土日祝日9:00-17:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

